

記載要領等について

1 記載要領

- (1) 「1 当該照会に係る土地について(1)土地の所在、(2)土地の面積及び(3)申請者」には、事前審査に係る申請については、「譲渡予定価額に係る認定申請書」又は「取得予定価額に係る認定申請書」、事後審査に係る申請については、「譲渡価額に係る認定申請書」又は「取得価額に係る認定申請書」に記載されている内容を記載すること。
- (2) 「(4)市街化区域等の別」には、当該照会に係る土地につき「市街化区域」、「市街化調整区域」、「市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域」又は「都市計画区域外」の区分について該当する項目に丸をつけること。
- (3) 「2 当該土地が国土利用計画法の届出等を要するものである場合に該当すると考えられる理由」には、その理由を詳細に記載すること。

なお、その理由が、当該土地を含む一団の土地であることである場合には、一団の土地と考えられる土地全体の状況、一団の土地全体の面積及び当該土地と隣接地を含む一団の土地との関係、売り主及び買い主、売り主又は買い主の売り進み又は買い進みの意思等を詳細に記載すること。この場合、当該土地を含む一団の土地であることを図示した資料等を添付すること。

また、その理由が、当該土地が国土利用計画法施行規則第21条第1項に規定する確認を受けたものである場合には、分譲区画全体における当該土地の存する区画の位置を明らかにした図面等を添付すること。

2 添付書類

以下に掲げる書類を当該照会状に必ず添付して都道府県又は政令市(以下「都道府県等」という。)へ送付すること。

- (1) 当該土地に係る「譲渡予定価額に係る認定申請書」、「取得予定価額に係る認定申請書」、「譲渡価額に係る認定申請書」又は「取得価額に係る認定申請書」の写し
- (2) 当該土地に係る登記簿謄本の写し
- (3) 譲渡又は取得に係る土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (4) 譲渡又は取得に係る土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- (5) 譲渡又は取得に係る土地の形状を明らかにした書面
- (6) 上記1(2)において当該土地を含む一団の土地であることを図示した資料等又は分譲区画全体における当該土地の存する区画の位置を明らかにした図面等

(7) その他、照会に関して参考となる書類

なお、当該添付書類については、都道府県等へ郵送後は返却されないので、原本を郵送しないよう注意すること。

また、都道府県等から、当該照会に関する質問等があった場合には、積極的に応ずることとし、資料等の要求があった場合には、遅滞なく関係資料等を送付すること。

3 回答期限について

回答期限は、都道府県等が十分な時間的余裕をもって回答できるよう設定すること。

4 都道府県等への送付の仕方

返信先を記入した上で、切手を添付した返信用封筒を同封の上、照会状、回答書及び添付資料を照会先の都道府県等(担当課は別添1参照。なお、当該土地の所在が東京都で、かつ、面積が2,000m<sup>2</sup>以下のものについては、別添2参照。)へ郵送すること。電話及びファクシミリ等による照会には、都道府県等においては応じないので注意すること。

なお、別添1の所在地は、都道府県等の本庁の所在地であるが、都道府県等によっては、事務所等に事務を委ねている場合があるため、送付先については、あらかじめ当該都道府県等へ確認すること。

(別添1、別添2 略)